

法曹人口問題に関する緊急提言

2008年7月18日

日本弁護士連合会

提言の趣旨

本年度（2008年度）司法試験合格者の決定にあたっては、新しい法曹養成制度が未だ成熟途上にあることに鑑み、司法改革全体の統一かつ調和のとれた実現を期するため、2010年頃に合格者3000人程度にするという数値目標にとらわれることなく、法曹の質に十分配慮した慎重かつ厳格な審議がなされるべきである。

提言の理由

1. 本提言の意味

(1) 当連合会は、法と正義を社会のすみずみにいきわたらせるという司法改革の基本理念を堅持し、人的基盤整備を含む諸制度の改革の実現を、ひきつづき力強く推進していく決意である。人的基盤整備については、2000年11月1日の臨時総会で「法曹人口については……国民が必要とする数を、質を維持しながら確保する」という決議を採択し、この基本方針に基づき積極的に推進しているところである。

同時に、当連合会は、司法試験合格者の大部分を受け入れ、かつ司法改革を現実にも担っている立場から、国民に対し、司法改革全体の統一かつ調和のとれた実現を図るために、法曹人口及び法曹養成の問題を含め、具体的提言を行っていく責務があると考えている。

(2) しかし、本年度司法試験の最終合格発表は9月11日（新）と、11月13日（旧）に予定されており、おおよそ9月上旬頃には、司法試験委員会において、新司法試験の合否判定がなされ、どの程度の合格者数となるのかが決められることから、緊急に提言をする必要があると考え、本提言に至ったものである。なお、司法試験合格者数と新法曹増加数のこれまでの推移と、本年度以降の目安とされている合格者数は、資料1のとおりである。また2001年6月12日の司法制度改革審議会意見書（以下「審議会意見書」という。）以降2007年までの司法試験合格者、司法修習終了者及び法曹三者の数の推移は資料2のとおりである（注1）。

(3) 本提言は、法曹人口問題について、「法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら、平成22年ころには司法試験の合格者数を年間3,000人程度とすることを目指す」(注2)という数値目標と、それに基づいて設定されている本年度の合格者数目安(注3)について、現時点における「新たな法曹養成制度の整備の状況等」に鑑み、目標数値自体にこだわることなく慎重な審議を求め、当面の法曹人口増員のペースダウンを求めるものである。今後、どの程度のペースダウンが必要か、中長期的に適正な法曹人口及びそれに到達するペース(注4)をどう考えるか等については、今後とも、会内外で十分な議論・検討を経て、提言することを予定している。

注1 裁判官、検察官の任官者数を60期並み(231名)とし、その他(法曹三者以外の者)を例年並みの1%強とすると、61期(現新計2400名)の新規登録弁護士数はおよそ2150名程度と予測される。これは司法試験合格者数の約90%が弁護士になることを示している。

注2 2002年3月19日司法制度改革推進計画(閣議決定)。

注3 2007年6月22日司法試験委員会決定「併行実施期間中(平成20年以降)の新旧司法試験合格者数について」。なお、同決定にも明記されているように、ここに示されているのはあくまで「一応の目安」であり、かつ法科大学院の「入学者の適性の適確な評価、法科大学院における教育並びに厳格な成績評価及び修了認定の在り方を更に充実させていくことを前提」としたものである(資料3)。

注4 「平成22(2010)年ころには新司法試験の合格者数の年間3,000人達成を目指す」「このような法曹人口増加の経過により、おおむね平成30(2018)年ころまでには、実働法曹人口は5万人規模に達することが見込まれる。」(審議会意見書)

2. 新しい法曹養成制度について

(1) 法科大学院と司法修習について

① 法曹の質の内容について、審議会意見書は、21世紀の司法を担う法曹に必要な資質として、「豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門的知識、柔軟な思考力、説得・交渉の能力等の基本的資質に加えて、社会や人間関係に対する洞察力、人権感覚、先端的法分野や外国法の知見、国際的視野と語学力等」を掲げている。また、日弁連法務研究財団と当連合会の研究チームは、法曹の質の要素として、人格識見、法実務能力、法創造能力、事務所経営能力、公益活動意欲の5つを掲げ、その検証を実施している(注1)。

審議会意見書は、21世紀を担う法曹に期待する理想的な法曹像を描いてみせたものであり、そのような理想的法曹に向けての教育を法科大学院を中核とする新しい法曹養成制度に期待したのである。

法科大学院制度については、設置から4年余を経過し、関係者の努力によって今までにない多様な経験を持った修了生を送り出しつつあり、学生が主体的に参加する授業中心の教育も根付きつつある。

当連合会も法科大学院を中核とする新しい法曹養成制度に期待し、実務家教員の派遣やエクスターンシップの受入れなど、法科大学院教育を支援してきたし、その一層の充実を目指して、今後とも支援するものである。

- ② しかしながら、現在、司法研修所における大量の考試（二回試験）不合格者が出ていること（資料4）を契機として、「法曹の質」の低下が指摘されている。ここで、低下が指摘されている法曹の質は、様々な質の要素のうちの一つである、基本的な法的知識や法的理解力などを指しており、法曹として第一歩を踏み出すにあたって、等しく必要最低限度として求められるものである。
- ③ また、法科大学院の認証評価の結果によると、一部の法科大学院において、厳格な成績評価・修了認定がなされていないこと、教員が不足しがちで教員の一部に過大な負担がかかっていること、理論と実務を架橋する教育が不十分であることなどが指摘されており、審議会意見書が求めた理想的法曹に向けての教育が十分に行われているか不安視させるものがある。審議会意見書は、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた「プロセス」としての法曹養成制度を整備するとしていた（注2）が、法科大学院間での教育内容・水準のばらつきはかなり大きく、また、多くの法科大学院の現行カリキュラムと司法修習との連携不足から、プロセスとしての新しい法曹養成制度は、未だシステムとして確立しているとは言い難い。そもそも、法科大学院修了時及び司法修習終了時に備えるべき「法曹の質」が未だ明確にされてはおらず、このことが法曹養成の現場に混乱をもたらしているとも言われている。法科大学院を修了して司法試験に合格した者の法曹の質の検証は、まさにこれからである（注3）。
- また、これらの諸問題の基底にある問題として、法科大学院の数や学生定員が制度設計時の想定をはるかに超えていること、法曹養成を担う関係機関の間の連携が不十分であることなどが多くの関係者から指摘されている。
- ④ さらに、司法試験合格後の司法修習期間が、従来に比べ大幅に短縮され、前期修習も行われなくなったにもかかわらず、法科大学院教育との架橋が不十分なため、司法修習に期待される十分な教育・養成が行われる態勢にあるとは言い難い。
- ⑤ このように法科大学院の現状、司法修習自体の不十分な態勢、法曹養成を担う関係機関の連携不足などが重なり、新しい法曹養成制度は、現在までのところ成熟するに至っていない。

- 注1 日弁連法務研究財団「法と実務」第6号「法曹の質の検証方法に関する研究」（2006年）及び「法曹の質に関する研究」（2007年）。なお同書は、法的知識をオブジェクト・レベルの知識とメタ・レベルの知識に分け、前者は法令・判例・学説等の知識（の量）であり、後者は事案から関連し得る法にあたりをつける嗅覚、あたりをつけた法を正確に調査するリーガル・リサーチ能力、法規範や判例法を操作（解釈）する能力、法規範を新たに創造し立法者や裁判所に対し説得する能力、法的知識を常にアップデートし続ける能力などをいうとし、このメタ・レベルの知識こそが法曹の質としての法実務能力の本質であるとする。
- 注2 「法曹養成制度については、21世紀の司法を担うにふさわしい質の法曹を確保するため、司法試験という「点」による選抜ではなく、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた「プロセス」としての法曹養成制度を整備することとし、その中核として、法曹養成に特化した大学院を設ける。」（審議会意見書）
- 注3 中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会は、2008年3月27日、第1ワーキンググループ「入学者の質の確保に関する検討」、第2ワーキンググループ「修了者の質の確保に関する検討」に着手し、2009年3月末までにとりまとめがなされる予定である。

（2）OJTによる弁護士育成システムの整備について

- ① 従来、法曹は、オン・ザ・ジョブ・トレーニング（以下「OJT」という。）、すなわち、先輩法曹による実務を通じての指導・教育がなされてきており、それが新規法曹の法実務能力をはじめ法曹としての倫理・能力・資質涵養の重要な機会とされてきた。司法修習期間が短縮され、法科大学院を中核とする新しい法曹養成制度が未だ成熟途上にある今日、OJTの重要性は今まで以上に増していると言える（注1）。

ところが、新規登録弁護士の増大に伴う採用問題（法律事務所に勤務弁護士として採用されることが困難な事象を指す—注2）は、OJTによる弁護士育成を困難としつつある。OJTは、法律事務所に入所し、事務所の先輩から実務を通して指導・教育を受けるという弁護士育成システムの重要な機能として位置付けられていた。しかし、新規登録弁護士の採用問題が深刻化する今日、勤務弁護士として採用されない新規登録弁護士は、即独（新規登録と同時に独立開業する）弁護士とならざるを得ないが、即独弁護士のかなりの部分は、法曹倫理を含む法実務教育の補完・強化の機能を有するOJTを経ることのないまま単独で実務に当たることとなり、このような即独弁護士が急増した場合、市民、国民の権利擁護に支障が生じないか憂慮されるところである（注3）。

- ② しかも、この採用問題は、来年度以降も厳しいことが予測される。当連合会は、全国の法律事務所のうち7割を占める一人事務所に対し積極的な採用の働きかけを展開しているものの、勤務弁護士を採用することによる

事務所経費の負担の増大を吸収し得る経済的基盤の拡充を予測することは困難であり、急増する採用志望者を吸収し得る法律事務所が増加するには、一定の時間的猶予が必要である。その一定の時間的猶予の期間は、今後の司法改革の進展による司法基盤の整備状況（後述）と法的需要拡大の状況によるが、それらは未だ道半ばと言わざるを得ない。

- ③ 採用問題に関し、当連合会は、採用説明会、求人求職システムの構築などの組織的・積極的な採用促進の活動を展開している。しかしながら、現在のところ、現61期及び新61期について例年並みの採用の確保ができるかどうかの目途は立っていない。

また、即独弁護士に関しては、開業支援プロジェクトチームを新たに設置し、即独弁護士に対し、OJTに近づくべくeラーニングの研修（注4）を立ち上げるなどの努力を続けてはいるものの、OJTの代替としては限度がある。いずれにせよ、これらの新規登録弁護士の法曹倫理を含む法実務教育を補完・強化するOJTに近づける研修制度、態勢の構築・整備には、なお相当程度の時間的猶予が必要である。

注1 なお、裁判所や検察庁は、採用後の研修等にかかなりの力を入れていることもあり、組織的なOJTは充実している。

注2 2007年度（60期）は、旧司法試験合格者（現60期）の司法修習終了者1397名と法科大学院卒1期生による新司法試験合格者（新60期）の同終了者979名の合計2376名が、任官者（231名）を除き、志望どおりに法律事務所に採用されるかが問題となった。結果的には、日弁連・各弁護士会挙げての採用促進活動も奏功してか、ほぼ例年並みの採用（未登録、進路未定者が1～2%程度に収まる）が確保された。しかし、現新61期合計2383名の採用状況は、途中経過ではあるが、昨年度をかなり下回っており、厳しい見通しである。

注3 医師の研修医制度導入の際の議論が参考になろう。

注4 既に配信されている新規登録弁護士向けeラーニングのコンテンツの内容は、弁護士として最低限習得しておくべき法的基本知識や法的技法を補完する6編の初級編であり、今後、さらにこれを増やし内容の充実を目指している。なお、現在新規登録弁護士の3人に1人が受講登録している。

（3）小括

以上のとおり、法科大学院を中核とする新しい法曹養成制度が成熟途上にあることから、新規法曹の質とりわけ法的基本知識や基本的法実務能力の習得度が懸念されており、OJTも全ての新規登録弁護士が受けられないおそれが現実化している。法科大学院の成熟と、それと有機的関連をもった司法修習の充実、そしてOJT及びこれに準じた弁護士育成（研修）体制の整備等のためには未だ時間を要する。このような状況の中で201

0年頃までに3000人程度との数値目標のみを追求することは、法的基本知識が不十分であったり、法曹倫理を含む法実務能力に不安がある新規法曹を出現させることになりかねず、ひいては市民、国民の法的権利擁護に支障が生ずるとの懸念がある。このことに鑑みれば、市民、国民の求める法曹の質を維持する視点から、2010年頃に3000人程度との増員数値目標にとらわれることなく、司法試験合格者の決定にあたっては慎重かつ厳格な審議検討を必要とするものと考え、本提言を行うものである。

当連合会としても、法科大学院、司法研修所、実務修習のそれぞれの法曹養成の役割を改めて整理し、一貫した法曹養成体制を構築すべく、関係者間の調整のもとに検討を行っていく。法曹養成関係機関と協働して、各段階における各試験の相関性を検証し、各段階のあるべき到達度を明確にすることを目指す。他方、法曹の質の本質に迫り、その検証を通じて求めるべき法曹像を示し、法曹養成システムに反映することを目指す。

これらの検討作業を通して、司法試験合格者の数と質の関連性を鋭意検討し、弁護士の高質の維持・向上に努力していく所存である（注1）。

注1 弁護士の過疎偏在問題、2009年裁判員裁判実施及び被疑者国選弁護制度の大幅拡大への対応態勢問題については、本提言で詳述することはしないが、第一に、これらの問題については、当連合会としても着実に施策を講じてきておりその成果は確実にあがっている（過疎地域のうち「ゼロ地域」が本年6月に解消し、裁判員裁判及び被疑者国選弁護制度拡大への対応態勢も各弁護士会の協力により整いつつある）こと、第二に、これらの問題は法曹人口を急激に増やすことでは解決できない問題であること、を指摘しておきたい。

3. 司法改革の統一的な実現を目指して

本提言は、司法改革全体の統一的な実現を目指すという視点から、法曹人口とりわけ司法試験合格者の約90%が登録する弁護士人口の急増ペースについて、再検討を求めるものでもある。法曹人口の増加は、司法制度改革審議会等が提言した諸般の基盤整備と一体となって有機的関連性をもって統一的に行われなければならない。

このような視点から、審議会意見書が指摘した司法改革の基盤整備の状況を概観し、関係各位にその実現に向けて強くアピールするとともに、本提言の背景について一層の理解を求める。

(1) 司法改革の基盤整備の状況について

- ① 審議会意見書は、「国民の期待に応える司法制度」（制度的基盤の整備）、「司法制度を支える法曹の在り方」（人的基盤の拡充）、「国民的基盤の確立」（国民の司法参加）を司法改革の3本の柱として、「これら司法制度に関わる多岐にわたる改革は、相互に有機的に関連しており、その全面

的で統一的な具体化と実行を必要としている」と記述する。人的基盤の拡充は、それ自体重要なものであるが、弁護士人口の拡充のみが先行することとなれば、有機的関連を欠くものとなり、全面的統一的な具体化と実行を困難にすることとなりかねない。

上記のような司法改革の実現のためには、司法予算の拡充を含め財政面での十分な手当てをすることが不可欠であり、これとあいまって法曹の人的基盤の拡充をはかるべきである。司法改革が目指す司法の容量の拡充は司法予算の増大を不可避とするものであり、審議会意見書も、財政上の措置について、政府に対して特段の配慮を求めている（注1）。

- ② 人的基盤の拡充について、審議会意見書は「種々の制度改革を実りある形で実現する上でも、その直接の担い手となる法曹の質・量を大幅に拡充することは不可欠である」と指摘する。弁護士人口は過去10年（1999年～2008年）で17,283名から25,062名と実に45%急増しているのに比し、1998年～2007年間の裁判官は2,113名から2,610名の23.5%増、検察官は1,274名から1,634名の28.3%増と、著しいアンバランスが生じている（資料2）。また、地家裁支部の統廃合や小規模庁の整理・合理化がなされたこともあり（資料5）、裁判所・検察庁の縮小傾向や地域格差の広がりが見取される。裁判所・裁判官の拡充・増員とこれに伴う検察庁・検事の拡充・増員があつてこそ、弁護士増員による全体の司法アクセスの拡充が調和的に図られるのであり、国民の法的ニーズへの十全な充足が達成されるのである。審議会意見書は「裁判官、検察官を大幅に増員すべきである」とし、「裁判所書記官等の裁判所職員、検察事務官等の検察庁職員の……適正な増加を図っていくべきである」とも指摘している。
- ③ 審議会意見書は、制度的基盤整備として司法制度の再構築をうたい「司法へのアクセスを拡充するため、利用者の費用負担の軽減、民事法律扶助の拡充、司法に関する総合的な情報提供を行うアクセス・ポイントの充実等を図る」としている。

- ア 「利用者の費用負担の軽減」については、「提訴手数料については、スライド制を維持しつつ、必要な範囲でその低額化を行うべきである。」、「簡易裁判所の少額訴訟事件提訴手数料については、定額制の導入を含め検討を加え、必要な措置を講じるべきである。」としているが、これが未だ十分には実現されていない。日本の民事訴訟件数が諸外国に比して少ない理由の1つに提訴手数料が高額であることが挙げられており、この点が法的需要の顕在化を阻害する諸要因の一つであるといえる。
- イ 「民事法律扶助の拡充」については、上記のとおり法律扶助予算を含む司法予算の拡充が不可欠である。司法予算の推移及び法律扶助予算と主な諸外国の比較は資料6, 7, 8のとおりであり、日本の法律扶助予

算の少なさが際立つ。

ウ 「情報提供を行うアクセス・ポイントの充実」については、日本司法支援センター（以下「法テラス」という。）におけるコールセンターにおいて実現してはいるものの（コールセンターへのアクセス数の推移は資料9）、広報不足等の理由もあるが、相談件数も頭打ち状態にあり未だ国民に広く浸透しているとはいえない（注2）。

- ④ 訴訟費用保険（権利保護保険，弁護士保険）について，審議会意見書では，「訴訟費用保険の開発・普及に期待する」とあり，当連合会でも，これを積極的に推進し，近時目覚ましい普及が見られるものの，未だ途上にある（資料10）（注3）。
- ⑤ 国選弁護報酬は，法テラス設立以降成果主義を加味するとはいえ，平均的に低減化している（資料11）。日弁連は全力を挙げて回復と増額に向けて働きかけをしているものの，未だ実現されていない。国選弁護報酬の適正化は，裁判員制度の実施や被疑者国選弁護制度の拡大にあたっても不可欠である。
- ⑥ 被害者が多数に及ぶものの各被害者の損害額は少額にとどまる事件についての団体訴権やいわゆるクラスアクション制度の導入を検討すべきとされているが，未だ整備されていない。
- ⑦ 組織内弁護士についての取組みのうち，国家公務員については，今次通常国会において，国家公務員制度改革基本法が成立し，専門職職員登用制度が今後実現されるものと期待されるが，現行制度のもとでは弁護士が弁護士登録を維持したまま公務員としての職に就く分野は限られている。また，地方自治体の組織内弁護士採用は，制度的な手当ても遅れており，採用に向けた動きもほとんど見られない状況にある。

一般企業における組織内弁護士の活用についても，徐々に増加しているものの，当初の想定とはほど遠い状況にあり，弁護士側・企業側双方の相互理解と意識改革を含めた努力が求められる。

- (2) 以上，人的基盤整備とともに拡充されるべき制度的基盤の諸課題が未整備のままであり，これらの課題は，いずれも法的需要の顕在化と司法アクセスの拡充にとって必須のものである。これら司法改革の制度的基盤の整備がなされないまま，人的基盤である法曹人口の増大だけが先行すること，そして法曹の質の確保との調和がとられないままに法曹人口のみの急激な増大が図られることは，三権の一翼を担う司法制度の健全な発展を歪める結果になりかねない。

人的基盤整備と司法改革全体の統一的かつ調和のとれた実現を図るために，当連合会は，政府をはじめとして最高裁判所，検察庁等関係者に対して，改めて強くその実現に向けた具体的取組みを求めるとともに，自らも全力を挙げてその実現に取り組む所存であることを述べ，結語とする。

注1 「裁判所，検察庁等の人的体制の充実を始め，今般の司法制度改革を実現するためには，財政面での十分な手当てが不可欠であるため，政府に対して，司法制度改革に関する施策を実現するために必要な財政上の措置について，特段の配慮をなされるよう求める。」（審議会意見書）

また，司法制度改革審議会設置の原動力となった1998年6月の自由民主党司法制度特別調査会報告「21世紀の司法の確かな指針」は，審議会設置とともに，「司法分野の予算措置に対する格別な配慮」を求めている。

注2 法テラスの調査によると，法テラスの認知度は国民の2割程度であるとされている。

注3 権利保護保険（弁護士保険）加入者は，近年，前年比100%以上の増加率で拡大しており，権利保護保険による弁護士紹介は，加入者の伸び率を上回る増加率で増えている（資料10）。

以上

提言資料一覧

資料番号	資料名	ページ
1	司法試験合格者数と新法曹増加数	1
2	法曹人口に関するデータ（過去10年）	2
3	併行実施期間中（平成20年以降）の新旧司法試験合格者数について （平成19年6月22日 司法試験委員会）	3
4	司法研修所二回試験不合格者数の推移	7
5	地家裁支部の配置の見直し 簡易裁判所の配置の見直し	8
6	司法関連予算	10
7	民事法律扶助事業費と国庫補助金と立替支出の推移	12
8	民事法律扶助予算（公的支出額）の国際比較	13
9	法テラス・コールセンターにおける問い合わせ件数	14
10	弁護士保険の運用状況について	15
11	国選弁護士報酬基準額の変遷	16

司法試験合格者数と新法曹増加数

2008年3月31日

	2004年 平成16年	2005年 平成17年	2006年 平成18年	2007年 平成19年	2008年 平成20年	2009年 平成21年	2010年 平成22年	2011年 平成23年	2012年 平成24年	2013年 平成25年
司法試験 合格者数			60期 1,009	61期 1,851	62期 2,100～ 2,500	63期 2,500～ 2,900	64期 2,900～ 3,000	65期 3,000	66期 3,000	
	59期 1,483	60期 1,464	61期 549	62期 248	63期 200	64期 100	65期 100以下			
			予備					予備試験①	予備試験②	予備試験③
									予備試験① 合格者で司 法試験に合 格した者	予備試験② 合格者で司 法試験に合 格した者
新法曹 増加数 (卒業生)			59期 1,483	60期 1,464	61期 1,851	62期 2,100～ 2,500	63期 2,500～ 2,900	64期 2,900～ 3,000	65期 3,000	66期 3,000
			新							
			旧							
			計							

※日本弁護士連合会作成

(注) 司法試験合格者数については、2007年までは実数。2008年から2010年までは、以下の司法試験委員会取りまとめを参照。
2011年以降は予想。

【併行実施期間中(平成20年以降)の新旧司法試験合格者数について 平成19年6月22日】より

○司法試験委員会取りまとめ

1 新司法試験

新司法試験の合格者の概数の在り方を更に充実させていくことを前提として、平成20年は2,100人ないし2,500人程度を、同21年は2,500人ないし2,900人程度を、同22年は2,900人ないし3,000人程度を、それぞれ一応の目安とするのが適当と考える。

2 旧司法試験

旧司法試験の合格者の概数については、同20年は200人程度を、同21年は100人程度を、同22年はその前年よりも更に減少させることを、それぞれ一応の目安とするのが適当と考える。

(資料1)

(資料2)

■法曹人口に関するデータ(過去10年)

年	司法試験合格者		修習終了者数		法曹三者の総人口				
	新	旧	計	総	数	裁判官	検察官	弁護士	
1998年(H10)			812	50期	726	20,240	2,113	1,274	16,853
1999年(H11)			1,000	51期	729	20,730	2,143	1,304	17,283
2000年(H12)			994	52期	742	20,688	2,213	1,345	17,130
				53期	788				
2001年(H13)			990	54期	975	21,864	2,243	1,375	18,246
2002年(H14)			1,183	55期	988	22,553	2,288	1,414	18,851
2003年(H15)			1,170	56期	1,005	23,309	2,333	1,453	19,523
2004年(H16)			1,483	57期	1,178	24,130	2,385	1,505	20,240
2005年(H17)			1,464	58期	1,158	25,213	2,460	1,548	21,205
				59期	1,497				
2006年(H18)	1,009	549	1,558	現60期	1,397	27,398	2,610	1,634	23,154
2007年(H19)	1,851	248	2,099	新60期	979				
2008年(H20)			-	現61期	-	-	-	-	25,062
				新61期	-				

- 【注】1. 修習終了者数は、修習終了直後の数による。
2. 法曹三者の総人口における各数値は以下のとおりである。
・裁判官数は、各年度の定員数で、簡裁判事を除く。
・検察官数は、各年度の定員数で、副検事を除く。
・弁護士数は、各年の4月1日現在のものである。

(資料3)

併行実施期間中（平成20年以降）の新旧司法試験合格者数について

平成19年6月22日
司法試験委員会

1 経緯

当委員会は、平成17年2月28日、新旧司法試験併行実施期間中の新旧司法試験合格者について一応の目安となる概括的な数字（以下「概数」という。）を示した。その際は、法科大学院がまだ開設されて1年も経たない段階にあり、認証評価機関による評価も実施されておらず、法科大学院の教育成果を確認できる十分な客観的資料を得るまでに至っていなかったことから、新司法試験については、同18年及び同19年について合格者の概数を示すにとどめ、他方、旧司法試験については、旧司法試験の併行実施が新制度への切替えに至る移行措置として位置付けられていることから、新旧司法試験併行実施期間全般にわたる一応の方向性を示すとともに、同18年及び同19年について合格者の概数を示したものである。

当委員会は、その後も、関係各方面からのヒヤリングを実施するとともに、当委員会に寄せられた各方面の意見等を参考にして、新旧司法試験併行実施期間中の司法試験の合格者の概数について検討を続けてきた。その間、同18年には、法学既修者が、法科大学院の課程を修了し、新司法試験を受験し、司法修習生となり、同19年には、法学既修者のほか、いわゆる未修者コースの者も法科大学院の課程を修了し、新司法試験を受験した。さらに、一部の法科大学院については、第三者機関による認証評価が行われ、その結果が公表されている。このように、法科大学院の教育成果について、ある程度の客観的な資料が得られ始めているため、当委員会は、同20年以降の新旧司法試験併行実施期間中の新旧司法試験合格者について検討し、その概数を示すこととする。

なお、平成17年に示した司法試験の合格者の概数と同様に、資格試験である司法試験の合否は、受験者が法曹となろうとする者に必要な学識及び応用能力を有しているかどうかに基づいて判定されるのであるから、ここで示す合格者の概数は、実際の試験結果に基づき当然変動し得る性質のものである。

2 合格者数を考える上での考慮事項

(1) 全般的事項

司法制度改革審議会意見及びこれを受けて閣議決定された司法制度改革推進計画においては、司法試験の合格者数については、平成22年ころには、法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら、3,000人程度とすることを目指すとされている。

(2) 新司法試験関係

当委員会は、平成17年に司法試験の合格者の概数を示した際、同20年以降の新司法試験の合格者数については、今後の法科大学院における教育の実績、司法試験の受験者の動向等を見定めながら、更に検討することが適切であるとした。

そこで、当委員会においては、法科大学院における教育の実績に関して、ヒヤリングを行うなどして検討してきたところであるが、法科大学院の課程を修了した者については、基本的知識が不十分であり、実体法を事案に当てはめて法的に思考する能力が不足しているとの指摘もあり、充実した教育や厳格な成績評価及び修了認定が行われていない法科大学院があることがうかがわれるが、他方、法的思考力を養成する充実した授業が行われ、ファカルティ・ディベロップメント（授業内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究）が推進され、厳格な成績評価及び修了認定がされていると考えられる法科大学院もある。

また、新司法試験の受験者の動向についてであるが、新司法試験の受験予定者のうち受験をしなかった欠席者の動向等が不明で、同20年以降の新司法試験受験者数の動向の予想をすることは困難である。しかし、同17年度及び同18年度の法科大学院入学者中の修了者の割合、同18年及び同19年の法科大学院修了者中の司法試験受験者の割合、新司法試験の受験資格は法科大学院修了後5年間の受験期間に限られていること等に照らすと、新旧司法試験併行実施期間の終了する平成22年ころまでは受験者数が年々増加していくのではないかとと思われる。

そして、制度の移行期において、各年の受験者間の合格率にある程度の高低が生じるのはやむを得ないが、一般論としては、試験制度としての公平性・安定性は重要な要素であり、各年の受験者間の合格率の公平にはある程度留意する必要がある。

(3) 旧司法試験関係

旧司法試験は、新制度導入に伴う移行措置として実施されるものであり、新制度導入前に旧司法試験を受験していた受験生に不当な不利益を与えないように、新司法試験と併行実施されることとされたものである。

そして、平成17年に司法試験の合格者の概数を示した際にも、旧司法試験合格者数については、旧司法試験が新制度導入に伴う移行措置として実施されることを考慮すれば、同20年以降の合格者数は、同19年の合格者数から更に減少させたとしても、受験者に不当な不利益を与えるものではないとしたところである。

旧司法試験の受験者数については、同17年から同19年にかけて、毎年、相当程度減少している。

3 平成20年ないし同22年における合格者の概数

(1) 新司法試験

新司法試験の合格者の概数については、いまだ不確定要素が多いことからある程度幅のある数字とならざるを得ないが、平成17年に合格者の概数を示した際、同18年については900人ないし1,100人程度、同19年はその2倍程度の人数を一応の目安とするとしたことを踏まえ、上記2で述べた考慮事項を勘案し、各法科大学院が、今後、入学者の適性の適確な評価、法科大学院における教育並びに厳格な成績評価及び修了認定の在り方を更に充実させていくことを前提として、同20年は2,100人ないし2,500人程度を、同21年は2,500人ないし2,900人程度を、それぞれ一応の目安とし、同22年については、司法制度改革審議会意見及び司法制度改革推進計画の趣旨を尊重し、2,900人ないし3,000人程度を一応の目安とするのが適当と考える。

(2) 旧司法試験

旧司法試験の合格者の概数については、平成17年に合格者の概数を示した際、同18年は500人ないし600人程度、同19年は300人程度を一応の目安とするとしたことを踏まえ、上記2で述べた考慮事項を勘案し、同20年は200人程度を、同21年は100人程度を、同22年はその前年よりも更に減少させることを、それぞれ一応の目安とするのが適当と考える。

4 法科大学院に期待するもの

当委員会は、各法科大学院が、これまで、プロセスによる法曹養成制度の中核として、それぞれの創意をもって、教育の充実に努めてきたものと承知している。当委員会としては、今後も、各法科大学院が、文部科学大臣による設置計画履行状況調査及び第三者機関による認証評価等を踏まえ、自校修了者の新司法試験の結果及び司法研修所における司法修習生考試の結果等も考慮して、入学者の適性の適確な評価、法科大学院における教育並びに厳格な成績評価及び修了認定の在り方を更に充実させるなどし、法科大学院の課程を修了する者の資質を更に向上させ、21世紀の我が国社会において期待される役割を十全に果たすことのできる優れた資質と能力を備えた法曹を育成する責務を果たしていくことを期待する。

司法研修所二回試験不合格者数の推移

(資料4)

考試実施年度	採用年度	期	応募者数	合格者数	不合格者数 (平成18年度 までは本考試 に合格できな かった者の数)	
平成9年度	平成7年度	49期	720	717	3	
平成10年度	平成8年度	50期	727	722	5	
平成11年度	平成9年度	51期	729	729	0	
平成12年度	平成10年度	52期	743	740	3	
	平成11年度	53期	789	770	19	
平成13年度	平成12年度	54期	979	963	16	
平成14年度	平成13年度	55期	990	979	11	
平成15年度	平成14年度	56期	1006	995	11	
平成16年度	平成15年度	57期	1183	1137	46	
平成17年度	平成16年度	58期	1189	1158	31	
平成18年度	平成17年度	59期	1493	1386	107	
平成19年度	平成18年度	旧60期	1453	1393	60	71
	再受験組(上記以外)		15	4	11	
	平成18年度	新60期	986	927	59	76
	再受験組(上記以外)		69	52	17	

(注1)旧59期までは最高裁判所より受領した情報による。旧60期以降は当連合会で再受験組とそれ以外の人数を分けて明記している。

(注2)本考試に合格できなかった者の数には、合格留保者及び病気等により考試の全部または一部を欠席した者が含まれる。

(注3)応募者数には、前の期の再受験組の人数を含む。

※日本弁護士連合会
「弁護士業務総合推進センター法的ニーズ・法曹人口調査検討PT報告書資料編」(2008年3月7日)
別表7より

地家裁支部の配置の見直し

〔地方裁判所及び家庭裁判所支部設置規則の一部を改正する規則（平成元年最高裁判所規則第5号）による。〕

1 統合された旧乙号支部（平成2年4月1日施行）

地家裁	統合庁	受入庁	地家裁	統合庁	受入庁
水戸	常陸太田	水戸	広島	竹原	呉
前橋	中之条	前橋		庄原	三次
	富岡	高崎	山口	柳井	岩国
甲府	鯉沢	甲府	岡山	笠岡	倉敷
長野	飯山	長野		高梁	岡山
	木曾	松本		勝山	津山
新潟	大町	松本	松江	木次	松江
	村上	新発田	福岡	甘木	福岡
	柏崎	長岡		吉井	久留米
	六日町	長岡	佐賀	伊万里	武雄
京都	峰山	宮津	大分	白杵	大分
				豊後高田	中津
神戸	篠山	柏原	熊本	三角	熊本
奈良	宇陀	葛城		御船	熊本
大津	水口	大津	宮崎	高千穂	延岡
和歌山	妙寺	和歌山	秋田	湯沢	横手
名古屋	新城	豊橋	青森	鱒ヶ沢	五所川原
岐阜	八幡	岐阜	函館	寿都	函館
福井	大野	福井	徳島	川島	徳島
	小浜	敦賀	松山	八幡浜	大洲
富山	砺波	高岡	統合支部 計41庁		

2 新設された地家裁支部（平成2年4月1日後の最高裁判所規則で定める日から施行）

地家裁	庁名	地家裁	庁名
横浜	横浜地方裁判所相模原支部	札幌	札幌地方裁判所苫小牧支部
	横浜家庭裁判所相模原支部		札幌家庭裁判所苫小牧支部

(注) 平成5年最高裁判所規則第1号（平成5年2月1日公布）により札幌地方裁判所苫小牧支部及び札幌家庭裁判所苫小牧支部が平成5年4月1日に、平成6年最高裁判所規則第1号（平成6年2月1日公布）により横浜地方裁判所相模原支部及び横浜家庭裁判所相模原支部が平成6年4月1日に、それぞれ施行（開庁）された。

簡易裁判所の配置の見直し

〔下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律（昭和62年法律第90号）による。〕

1 統合された簡易裁判所

(1) 昭和63年5月1日施行分

地裁	統合庁	受入庁	地裁	統合庁	受入庁	地裁	統合庁	受入庁	
東京	五日市	八王子	和歌山	海南	和歌山	佐賀	小城	佐賀	
横浜	横浜南	横浜		すさみ	田辺		白石	鹿島	
	津久井	相模原		本宮	新宮		呼子	唐津	
さいたま (旧浦和)	小川	熊谷	名古屋	西枇杷島	名古屋	長崎	大瀬戸	長崎 佐世保 新上五島 (旧有川)	
				愛知横須賀	半田		長崎小浜	島原	
				西尾	安城		大分	国東 杵築 豊後高田 宇佐 中津 三重 竹田 大分	
千葉	大原	千葉一宮	津	亀山	津	熊木	矢部	御船 高森	
水戸	大子	水戸		鳥羽	伊勢		鹿児島	大根占	鹿屋
	鉢田	水戸		大台	松阪		仙台	岩出山 古川 志津川 気仙沼	
宇都宮	今市	宇都宮	岐阜	関	岐阜 御嵩	福島	二本松	福島 郡山	
	矢板	宇都宮 大田原		金沢	羽咋 七尾		三春	郡山	
	鳥山	宇都宮 大田原		富山	八尾 富山 魚津		城端	砺波	須賀川 郡山
静岡	天竜	掛川 浜松	広島	朝日	高岡	山形	喜多方	会津若松	
	甲府	甲府		加計	可部		村山	山形	
	小笠原	甲府		千代田	可部		寒河江	山形	
長野	上野原	甲府 都留	山口	因島	尾道 三次	函館	岩泉	宮古 久慈	
	屋代	上田		甲山	尾道 三次		青森	蟹田 青森	
	新潟	巻		新潟	油木		福山	札幌	倶知安 岩内
大阪	直江津	高田	岡山	安芸吉田	可部 三次	高松	木古内	函館	
	都島	大阪		美東	山口		森	瀬棚 八雲 江差	
	東淀川	大阪		美祿	船木		羽幌	留萌	
京都	西成	大阪	鳥取	阿東	山口 萩	高知	士別	名寄	
	京北	京都		鹿野	周南 (旧徳山)		厚岸	釧路	
	久美浜	京丹後 (旧峰山)		本郷	岩国		十勝池田	帯広	
神戸	綾部	福知山	島取	久賀	柳井	高松	三木	高松	
	灘	神戸		牛窓	岡山		広尾	帯広	
	宝塚	伊丹		備前	岡山		美幌	北見	
奈良	三田	神戸	松江	井原	笠岡	高知	斜里	網走	
	相生	姫路		美作	津山		三木	高松	
	山崎	龍野		岩美	鳥取		大内	高松	
奈良	和田山	姫路 豊岡	福岡	河原	鳥取	松山	綾南	高松	
	八鹿	豊岡 浜坂		若桜	鳥取		本山	高知	
	柳生	奈良		八橋	倉吉 米子		赤岡	高知	
大津	桜井	奈良	福岡	黒坂	米子	松山	窪川	須崎	
	十津川	五條		島根大田	出雲		宿毛	中村	
	近江八幡	東近江 (旧八日市)		前原	福岡		久万	松山	
大津	米原	長浜	門司	小倉	野村	宇和島			
	木之本	長浜	豊前	行橋					

(計123庁)

(2) 昭和63年5月1日後の政令で定める日から施行した分

地裁	統合庁	受入庁	地裁	統合庁	受入庁	地裁	統合庁	受入庁
東京	新宿, 台東, 墨田, 大森, 渋谷, 中野, 豊島, 東京北, 足立, 葛飾, 江戸川	東京	大阪	生野 西淀川 阿倍野	大阪	名古屋	愛知中村 昭和	名古屋

(注) 平成5年政令第13号(平成5年2月3日公布)により大阪の簡易裁判所に関する統合が平成5年4月1日に、名古屋の簡易裁判所に関する統合が同月8日に、平成6年政令第217号(平成6年7月1日公布)により東京の簡易裁判所に関する統合が平成6年9月1日に、それぞれ施行(開庁)された。

2 新設された簡易裁判所(昭和63年5月1日後の政令で定める日から施行)

地裁	支部	庁名	地裁	支部	庁名
東京	八王子	町田簡易裁判所	さいたま (旧浦和)	川越	所沢簡易裁判所

(注) 平成3年政令第338号(平成3年11月1日公布)により所沢簡易裁判所が平成4年1月1日に、平成8年政令第15号(平成8年1月31日公布)により町田簡易裁判所が平成8年4月1日に、それぞれ施行(開庁)された。

(資料6)

■ 司法関連予算

年度	裁判所所管歳出予算 (百万円)	国家予算に占める 裁判所予算の割合	国家予算歳出総計 (百万円)
1999	318,406	0.389%	81,860,122
2000	318,666	0.375%	84,987,053
2001	319,785	0.387%	82,652,379
2002	317,104	0.390%	81,229,993
2003	317,831	0.389%	81,789,078
2004	315,627	0.384%	82,110,925
2005	325,949	0.397%	82,182,918
2006	333,106	0.418%	79,686,402
2007	330,394	0.399%	82,908,807
2008	327,581	0.394%	83,061,340

■司法修習生手当予算■

年度	予算額(百万円)
1999	6,082
2000	5,328
2001	5,763
2002	5,790
2003	6,387
2004	6,421
2005	7,596
2006	9,149
2007	10,030
2008	10,499

■検察審査会予算■

年度	予算額(百万円)
1999	6,076
2000	6,040
2001	6,092
2002	6,181
2003	6,094
2004	5,972
2005	5,977
2006	5,872
2007	5,807
2008	5,958

■検察庁予算■

年度	予算額(百万円)
1999	104,832
2000	105,560
2001	106,110
2002	105,665
2003	104,524
2004	103,037
2005	104,151
2006	104,041
2007	104,884
2008	105,435

■法律扶助事業費補助金■

年度	総額(百万円)
1999	910
2000	2,142
2001	2,822
2002	3,290
2003	3,489
2004	3,991
2005	4,493
2006	2,435

■日本司法支援センター運営費交付金■

年度	総額(百万円)
2006	5,980
2007	10,213
2008	10,395

【注】法律扶助事業費補助金については、2003年度までは実績で、2004年以降は予算額である。
併せて、2006年度は、上半期（4月～9月）分の予算額であり、下半期（10月～3月）分については
日本司法支援センターの運営費交付金から拠出される。なお、法律扶助事業費補助金は2006年度限りの
経費である。

※日本弁護士連合会作成

民事法律扶助事業費と国庫補助金と立替支出の推移

年度	民事法律扶助 事業費総額 (千円)	国庫補助金 (千円)	国庫補助率
平成8 (1996)	1,310,310	271,264	20.7%
平成9 (1997)	1,517,785	318,277	21.0%
平成10 (1998)	1,800,073	404,637	22.5%
平成11 (1999)	2,297,954	901,781	39.2%
平成12 (2000)	3,488,259	1,842,648	52.8%
平成13 (2001)	5,549,550	2,432,251	43.8%
平成14 (2002)	6,779,086	2,939,944	43.4%
平成15 (2003)	7,143,403	3,078,436	43.1%
平成16 (2004)	8,465,680	3,528,392	41.7%
平成17 (2005)	9,907,879	3,974,941	40.1%
平18 (扶助協会) (2006)	5,023,239	2,116,232	42.1%
平成18 (法テラス) (2006)	5,637,000	804,000	14.3%

出典:

- ・(財)法律扶助協会 事業報告書
- ・平成18年(法テラス)については、日本司法支援センター(法テラス)平成18年度事業報告より推計

※民事法律扶助事業は2006年10月2日日本司法支援センターの業務開始に伴い、財団法人法律扶助協会から同センターに移管された。

※国庫補助金は、事業費部分のみ。事務費部分を含まない。

※18年度法テラス収入として、法律扶助協会からの承継資金1,414,685千円があった。

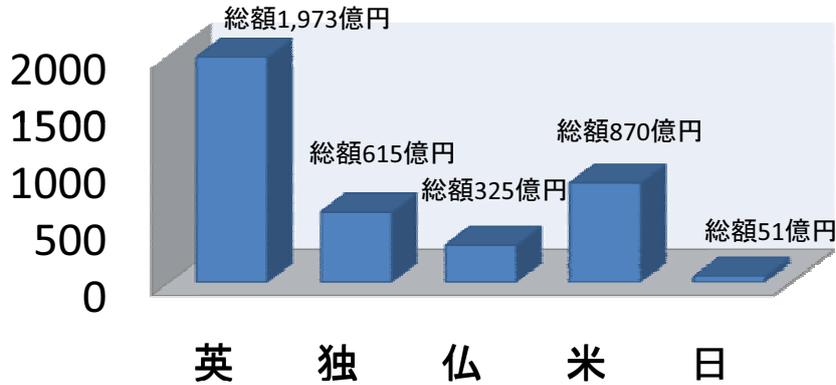
※法テラス国庫補助金804,000千円(運営費交付金の一部に該当)=5,637,000千円(支出)−4,833,000千円(償還金収入)

※日本弁護士連合会作成

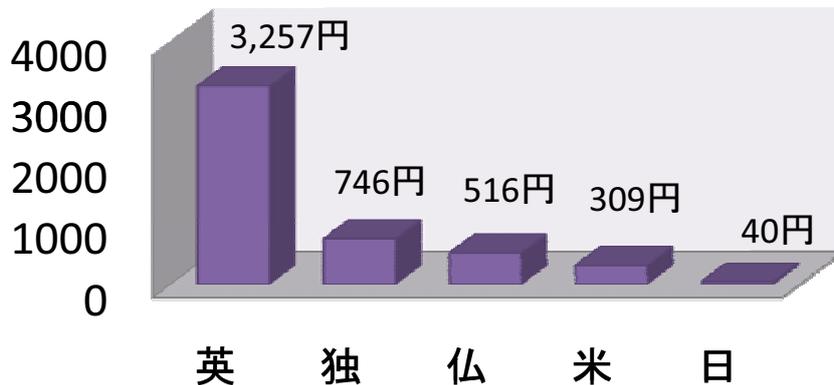
諸外国と比較してもあまりに低い 現在の民事法律扶助予算

— 民事法律扶助予算(公的支出額)の国際比較 —

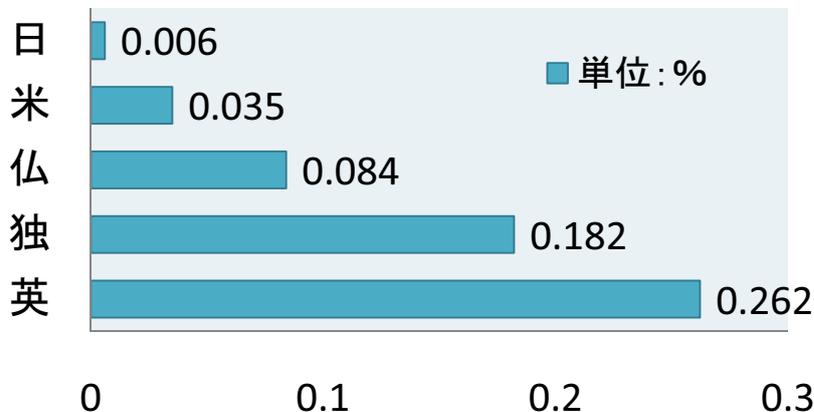
民事法律扶助にかかる支出額



国民一人あたりの支出額



国家予算に占める割合



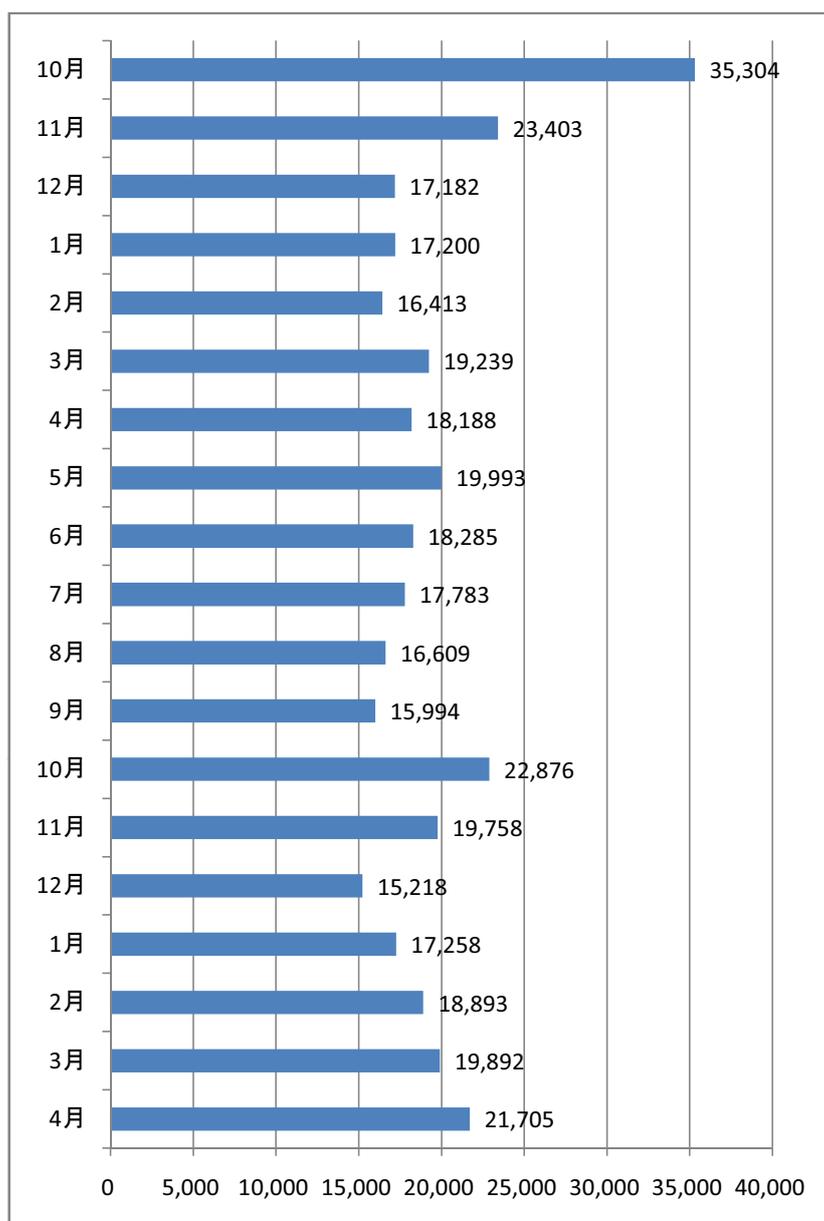
出典)
 ・イギリス、フランス、ドイツ: Table One: Country Data on Legal Aid Spending and Justice Issues. p. 11 in John Flood, Avis Whyte, and Sylvie Bacquet. 2005. "Report on international approaches to the defence of indigent persons in criminal cases."
 ・アメリカ: Alan W. Houseman. 2007. "Civil Legal Aid in the United States An Update for 2007."
 ・日本: 財団法人法律扶助協会「平成17年度事業報告書(2005年度)」, 日本司法支援センター「平成19年度予算」中の「民事法律扶助事業経費」

注)
 ・イギリス、フランス、ドイツ: 上表の数値は2004年度、1英ポンド=239.96円で換算、non-criminal legal aid expenditureを参照。
 ・アメリカ: 連邦政府からのLegal Services Corporation(LSC)への支出額、LSC以外への連邦・州政府支出額等の合計額。上表の数値は2007年度、1米ドル=118.00円で換算。なお、事業費と運営費の区別はしていない。
 ・日本: 上表の数値は2007年度予算額。なお、民事法律扶助事業費における国庫支出額は不明のため、当該事業費に過去5年間(2001~2005年度)の国庫補助率の平均(42.4%)を乗じた値とした。
 ・各国国家予算額は、「世界の統計2007」(総務省統計局発行)を参照。

(資料9)

法テラス・コールセンターにおける問い合わせ件数

年	月	件数
2006年	10月	35,304
	11月	23,403
	12月	17,182
2007年	1月	17,200
	2月	16,413
	3月	19,239
	4月	18,188
	5月	19,993
	6月	18,285
	7月	17,783
	8月	16,609
	9月	15,994
	10月	22,876
	11月	19,758
	12月	15,218
2008年	1月	17,258
	2月	18,893
	3月	19,892
	4月	21,705
計		371,193



※日本弁護士連合会作成

(資料 10)

弁護士保険の運用状況について

2008/3/31 現在

	2000年度	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	合計
協定保険会社数	1	2	2	2	3	4	5	5	
弁護士保険販売件数	7,397	11,488	27,228	288,842	437,270	933,272	4,438,126	5,857,847	
弁護士紹介依頼件数	0	3	6	15	62	189	682	2023	2980

【注】1) 弁護士保険販売件数は各協定保険会社から提供を受けた販売件数(概算値での提供を含む。)の合計である。
 2) 弁護士紹介依頼件数は各協定保険会社から日弁連リーガル・アクセス・センターへ弁護士紹介依頼がなされた件数の合計である。

(「日弁連リーガル・アクセス・センター」調べ)

(資料 1 1)

■ 国選弁護士報酬基準額の変遷

■ 最高裁基準額 ■

年度	簡易 (3開廷)	家庭 (3開廷)	地方 (3開廷)	高等 (3開廷)	最高 (2開廷)
1948	500		1,200	1,200	1,500
1949	2,500	2,500	2,500	3,600	4,500
1950	2,500	2,500	2,500	3,600	4,500
1951	2,500	2,500	2,500	3,600	4,500
1952	3,000	4,000	4,000	4,500	5,000
1953	3,000	4,000	4,000	4,500	5,000
1954	3,000	4,000	4,000	4,500	5,000
1955	3,000	4,000	4,000	4,500	5,000
1956	3,000	4,000	4,000	4,500	5,000
1957	3,000	4,000	4,000	4,500	5,000
1958	3,800	5,000	5,200	5,500	6,000
1959	3,800	5,000	5,200	5,500	6,000
1960	3,800	5,000	5,200	5,500	6,000
1961	3,800	5,000	5,200	5,500	6,000
1962	4,100	5,500	5,700	6,100	6,600
1963	4,500	6,000	6,200	6,700	7,200
1964	4,900	6,600	6,800	7,400	7,900
1965	5,600	7,600	7,800	8,500	9,100
1966	6,200	8,400	8,600	9,300	10,000
1967	6,800	9,200	9,400	10,200	11,000
1968	7,300	9,900	10,200	11,000	11,900
1969	8,000	10,900	11,200	12,100	13,100
1970	8,800	12,000	12,300	13,300	14,400
1971	9,700	13,200	13,500	14,600	15,800
1972	10,700	14,600	14,900	16,100	17,400
1973	11,800	16,100	16,400	17,800	19,200
1974	13,900	19,000	19,400	21,000	22,700
1975	16,700	22,800	23,300	25,200	27,200
1976	18,400	25,100	25,600	27,700	29,900
1977	20,800	28,400	29,000	31,300	33,800
1978	23,900	32,600	33,300	36,000	38,800
1979	27,000	36,900	37,700	40,700	43,900
1980	29,300	40,000	40,900	44,200	47,600
1981	31,600	43,100	44,100	47,600	51,300
1982	33,600	45,800	46,900	50,600	54,600
1983	33,600	45,800	46,900	50,600	54,600
1984	34,500	47,100	48,200	52,000	56,100
1985	36,000	49,100	50,300	54,200	58,500
1986	38,400	52,300	53,600	57,800	62,400
1987	39,700	54,100	55,500	59,800	64,600
1988	40,800	55,600	57,000	61,400	66,300
1989	42,200	57,500	59,000	63,500	68,600
1990	44,000	59,900	61,500	66,200	71,500
1991	46,500	63,300	65,000	70,000	75,600
1992	49,200	66,900	68,700	74,000	79,900
1993	51,600	70,100	72,000	77,600	83,700
1994	53,600	72,800	74,800	80,600	87,000
1995	55,300	75,100	77,200	83,200	89,800
1996	56,700	77,000	79,100	85,300	92,100
1997	58,100	78,900	81,100	87,400	94,400
1998	59,500	80,800	83,100	89,500	96,700
1999	60,900	82,700	85,000	91,600	98,900
2000	61,900	84,100	86,400	93,100	100,500
2001	61,900	84,100	86,400	93,100	100,500
2002	61,900	84,100	86,400	93,100	100,500
2003	61,300	83,300	85,600	92,300	99,600
2004	61,000	82,900	85,200	91,900	99,200
2005	61,000	82,900	85,200	91,900	99,200
2006	60,900	82,800	85,100	91,800	99,100
2007	60,900	82,800	85,100	91,800	99,100
2008	60,900	82,800	85,100	91,800	99,100

■日本司法支援センター基礎報酬額■（公判前整理手続なし）

年度	被疑者	簡易（3開廷）	地方（3開廷）	控訴審	上告審
2006	64,000	72,000	84,000	60,000	60,000
2007	64,000	72,000	84,000	60,000	60,000
2008	64,000	72,000	84,000	60,000	60,000

※日本弁護士連合会作成